

「光の道」構想に関する意見

| 意見提出元 | 個人 |
|---|--|
| 意見項目 | 意見内容 |
| <p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 100%という目標を否定するものではないが、国民負担の軽減という立場から、 ▪ 100%の整備対象には、最初から利用する意向のない人も含まれており、整備しても短期間で利用率が大幅に向上する見込みがないこと ▪ 採算性が低く、民間事業者支援のために多額の公的支出を伴うことが予想されること <p>から、2015年という目標年次にこだわる必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ また、敷設や保守にかかる費用の点から、無線等光ファイバ以外の技術を積極的に採用すべきであるが、2015年という目標年次にこだわると、この分野での技術革新の成果を十分に活かすことができなくなる恐れがある。 ▪ 情報に対する国民のミニマムアクセスの権利を保証という観点から、これよりも地上デジタル放送の難視聴地域を0%にすることを優先すべきである。 |
| <p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ▪ わが国におけるブロードバンドの利用料金は、世界でも最低レベルの水準であるにもかかわらず、サービス加入率が30%にとどまっているのは、料金水準以外の要因によるところが大きいことを示している。このため、利用率向上のための第一の方策として、利用料金の引き下げを掲げるのは適切ではない。 ▪ ブロードバンド網の利用促進のためには、国民生活に直結した使いやすいサービスを提供して利用者個々に利便性を訴える方法や、種々の規制緩和措置などに加えて、国が率先して、社会的な課題解決のためのブロードバンド網利活用に取り組むべきである。例えば、医療情報の電子化と医療機関・保険制度運用主体・被保険者間でのブロードバンドを活用した情報の共有は、情報のフォーマットやプロトコルの統一、さらには導入困難な組織への援助、といった措置を講ずることで、適切な内容の医療サービスの提供を促して国民医療費の増加を抑制する効果に加え、疫学的な情報の活用により「がん対策」が一挙に進展することも期待できるであろう。 ▪ NTT東西のアクセス線オープン化の保証は、通信事業者間の公正な競争を確保するための必要条件であることは言うまでもない。しかしながら、そのこととNTTの組織再編に関する問題とを結びつけて議論することの必然性が理解できない。ましてや、NTTの組織形態のあるべき姿についての国民的な合意を得るに |

| | |
|--|--|
| | <p>は時間を要する上、再編そのものにも新たなコストを要することを考慮するならば、光の道構想を早期に実現するために議論すべき緊急な課題であるとは考えにくい。</p> |
|--|--|